

## 第35回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時：平成16年10月26日（火）午後2時から午後4時
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 菜の花Ⅰ・Ⅱ
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（5名）  
伊藤（公）委員、伊藤（捷）委員、中村委員、轟木委員、榛澤委員  
事務局  
商工労働部 鏑木参事  
経営支援課 阿部室長、貫井主幹、田中（賢）副主幹、  
田中（勉）副主幹、小沢副主幹、指山副主幹  
千葉県警交通規制課 斉藤補佐
- 4 開 会：
  - ① 審議案件概略説明  
＜事務局＞ 本日お願いいたします案件ですが、新設の届出に係る審議案件といたしまして、（仮称）マックスバリュ東習志野店ほか3件でございます。このほか、既存店に係る変更届出について、報告案件とさせていただいたものが高根台西ショッピングセンターほか17件でございます。  
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
  - ② 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
  - ③ 配付資料の確認
  - ④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
  - ⑤ 傍聴者の入室（傍聴者の入室につき委員の異議がないものとして入室を許可した。）
  - ⑥ 議事録署名人選出（議長が伊藤委員及び中村委員の2名を指名した。）

### 5 議 事：

- 議題（1）新設の届出に対する県意見に係る審議については、次のとおりであった。  
＜伊藤会長＞ それでは、早速、お手元の次第の議題の一番最初は（仮称）マックスバリュ東習志野店の新設案件でございます。事務局の方から、この案件につきましてご説明をお願いいたします。

#### ①審議案件1「（仮称）マックスバリュ東習志野店」について

＜事務局説明＞ （OHP）

それでは、事務局から説明させていただきます前に、本日の審議案件4件について、欠席しております赤羽委員に事前に審議資料を見てくださいました。この結果、審議案件につきまして特段の意見はありませんという回答を得ておりますので、ご報告いたしておきます。

それでは、審議案件の1、（仮称）マックスバリュ東習志野店でござい

ます。これは文字どおり習志野市にございまして、最寄り駅は京成線の実籾駅で、画面でいきますと下の方になりますが、約3kmの距離にあるところがございます。上の方には自衛隊の駐屯地がございまして、全体としては工業団地に位置し、その中に日立製作所がございまして、そのグラウンド跡地が今回の店舗の立地するところがございます。設置者がイオン株式会社、小売業者もイオン株式会社で、業種としては食料品のスーパーということですが、このほかに小さい店舗として14店舗と飲食店が入る複合的な店舗の構成になっております。

周辺は、先ほど申し上げましたけれども、日立のグラウンド跡地を活用した店舗ということでございます。この跡地は、用途地域は準工業地域ですが、店舗の左側には幼稚園と小学校がございまして、この境界につきましても、写真がありますので、後でそれを見ていただきたいと思っております。下の南側には日立健保会館というのがございまして、上の方は、これもご審議いただいたロイヤルホームセンター、それから右の方にラオックスという大型店がございまして、そういう立地の場所でございます。

右の届出概要でございますが、新設日は16年11月19日、店舗面積は6,970㎡でございます。開店時刻は午前0時、閉店時刻は翌午前0時ということで、このマックスバリュにつきましても24時間営業ということでございます。他の店舗につきましても、現在、店舗構成がまだ未確定ということで、開店、閉店時刻は未定となっております。それから、荷さばき可能時間帯ですが、これにつきましても午前5時半から午後11時までとなっております。

市町村・住民等の意見ですが、習志野市、それから住民等の意見がございました。これは後ほど説明させていただきます。

2ページ目でございます。施設の配置及び運営方法に関する事項ということで、初めに駐車場の収容台数でございます。指針で計算された数値は444台ということでございまして、届出台数は444台ということでございまして、駐車需要は充足していると認められます。

それから、駐車場の位置ですが、店舗前面に407台を収容する駐車場、それから隔地駐車場といたしまして、道路を挟んだ反対側に37台分を確保するというもので、444台ということになります。この駐車場への車の出入りですが、土、日等、繁忙時につきましても、出入口に交通整理員を置いて交通整理をしていくということになっております。

駐輪場ですが、届出台数385台ということで、指針参考値の349台を上回っております。駐輪場の位置ですけれども、店舗の側に沿った形で配置されております。

3ページでございます。荷さばき施設の整備でございます。荷さばき施設の面積158㎡ということになっております。この荷さばき施設への搬出入車両の出入口ですが、今、指し示している店舗の左側になりますが、専用の荷さばき通路を設けまして、その分離はパイプガードで仕切

られることになっており、安全が図られているということでございます。搬出入車両につきましては合計 16 台ということで、主として午前 6 時から正午までに約 11 台が出入りするということでございます。

それから、経路の設定につきましては、誘導看板を設置して店舗内へ誘導していくということになっております。プロジェクターで説明しますと、来店の経路でございます。上部の方から、車両の誘導としては主として 2 方向から想定しております。上の方、つまり自衛隊の方からの経路、これは G と書いてあります。また、東側からの来店、これが A ですけれども、この両方向からの来店車両につきましては、駐車場出入口 2 がありますが、ここに集中的に入れていく。それから、南側の方から来る来店車両につきましては、こちらの No 5 の交差点方向から誘導し、駐車場出入口 1 を利用していくということで、出入口が 2 か所設けられております。来店車両の誘導につきましては、チラシ等で周知を図っていくというようになっております。あわせて交通整理員を配置しまして、学童の登下校時のときの安全を図り、歩行者と自転車等の安全にも努めていきますということでございます。

それから、歩行者の通行の利便性の確保ということですが、これにつきましては店舗の内側といいますか、駐車場の外側になりますが、専用の歩行者通路を設けることで来店客の安全を確保するというところでございます。

それから、4 ページ目の廃棄物減量化、リサイクルについての配慮ということでございます。マックスバリュは食品リサイクル法の対象店舗ということでございまして、廃棄物の減量化、リサイクルについての意識を向上させながら、生ごみ等に関して発生抑制、減量化を図っていくとされております。それから、最終的に処分される量をできるだけ減少させるように、そういう取り組みをしていくということでございます。こういうことをすることによって、店舗の廃棄物の減量化、リサイクルにつなげていくということで、適切な配慮がされていると考えております。

では、騒音の方をお願いします。

<事務局> それでは、騒音に入る前に、先だって現場を見に行きまして写真を撮ってきましたので、まず、周辺の状況をご覧ください。

これは先ほどの周辺見取図でございます。中央左側部分が計画予定地、店舗北側が過去に審議いたしましたロイヤルホームセンターというホームセンター。先ほどもございましたように、この店に向かって右側と上側は準工業地域とか工業地域ということで、店舗右側は日立製作所習志野工場、商店街、さらに上に行くとも自衛隊ということでございます。非常に工場が多いのですが、一方、店舗計画地の南側とか西側は第 1 種住居地域で、住宅とか幼稚園、学校があるということで、まず、敷地の境界がどうなっているか、店舗北側のロイヤルホームセンターの屋上から

店舗と幼稚園の敷地境界を見たものが最初の写真01でございます。

これがロイヤルホームセンターの屋上から見たもので、右側の建物が幼稚園でございます。左側にちょっと鉄骨が見えている部分が現在工事中のマックスバリュ東習志野店でございます。このように敷地境界が植樹帯に大分覆われているとともに、中でも幼稚園、学校内の道路が十分に確保されているということでございます。中央手前側が幼稚園で、中央奥に見えるのが小学校でございます。

続きまして、写真02は、店舗北側の入り口の部分を見たものでございます。この店舗前の道路ですけど、このように両側に歩道がある道路でございます。ちょうど今、工事が行われておりますけど、道路の西側に並木がございまして、並木の奥、ここに見える部分が現在工事中の店舗でございます。

さらに、写真03は店舗南の、もう1か所の出入口の部分でございます。先ほど見ていただいたのが写真左辺にある出入口で、店舗が現在建設されているということでございます。

次の写真04は、ちょうど計画地の南側に日立製作所の健保会館というのがございます。健保会館との敷地境界を道路側から見たものでございます。写真左側の建物が日立製作所健保会館というもので、従業員だけではなくて一般の方にも開放しておりますけど、要は従業員用のレストランがございまして、敷地境界に木が植わっております、木立の向こう側に見えるところが現在工事中のマックスバリュです。

最後に、写真05は小学校の敷地の側からマックスバリュの建設しているのを撮ったものでございます。敷地境界にネットフェンスがありまして、さらにその向こう側に養生幕がありまして、その向こう側で現在工事が行われています。こちら辺がちょうど荷さばき場になる部分です。

それでは、本文の5ページをご覧ください。事前にお送りいたしました騒音の関係の資料ですが、今回お配りしているのは若干変わってございます。届出時の資料を送ったんですが、その後、地元の習志野市の指導によりまして、空調室外機等に対する遮音壁の設置とか騒音に対する削減指導がございまして、騒音対策が強化されております。その関係で音源配置図と予測結果が変わっております。予測結果は、ほとんどの地点において数値が下がっております。より厳しい指導が行われたと聞いております。

まず、こちらの店ですが、24時間営業ということと、荷さばきを夜間に行うということで騒音対策が非常に重要になっています。どのような対策を行うかということ、まず騒音機器につきましては、超低騒音型または低騒音型を使うということと、ほとんどの機器を1階置きにせず、すべて2階に置くという対策が行われました。

写真06は、現場の2階に上がって撮ってきたものです。緑の部分がちょうど屋根でございます。屋根の上に、こういったコの字型の遮音壁

をつくりまして、空調室外機、冷凍機等のうるさいものを全部この中に入れてあります。ちょうどこの遮音壁の向こう側に見えます木立は小学校側のグラウンドです。中央部の人物は県の職員ですけど、これに対して約2mのコの字型の壁で囲うという対策を行っております。ここだけじゃなくて、こういった壁を3か所造りまして、この3か所の中にすべての室外機を2階置きで置くというものでございます。

写真07は、一番大きい遮音壁の部分でございます。これもやはり屋根の上に造ったものですが、そこからずっと奥にコの字になっておりまして、その中に室外機等が入っております。

今の遮音壁を図面に落としたものが予測地点位置図でございます。上側が幼稚園と小学校。この青く塗ってある部分が建物の外壁面です。今、写真で見ていただいたのが、この遮音壁(G1～G7)とこの遮音壁(H1～H18)です。遮音壁が合計3つございます。図面上に数字がごちゃごちゃ書いてありますけど、機器番号で冷凍機等のうるさいものはこういった遮音壁の中に全部集中設置したというものでございます。

次に、夜間の荷さばきの問題がございます。店舗左側に荷さばき場がございます。営業時間は24時間ですけれども、荷さばき時間につきましては、朝5時台に1台、10時台に1台、2台、夜間の荷さばきが行われます。その荷さばきでございますけど、先ほど話にはございましたように、荷さばき専用車線というのがございまして、店舗南側入り口から入って、ここでいったん向きを変えまして、バックでここに入って、ここで荷さばきをやると。この荷さばきも半屋内型のプラットフォーム形式になっておりまして、車の荷台をプラットフォームにつけて、そこでリフターで上下することなく台車の出し入れができるような構造となっております。

そのような対策をやることで、今度、6ページの数字を見ていただきたいんですが、等価騒音につきましては、そこに記載してございますように、すべて適と。一番高いところでも、60dBに対して51dBという非常に低い値となっております。

続いて最大値の方ですが、7ページをご覧ください。ここで問題になるのが、やはり荷さばき車両走行音があるということで、このE地点では自動車があると50dBに対して最大で67dB、荷さばきを行うことによりまして、基準45dBに対して、この地点では48dBと基準値を超過いたします。しかしながら、日立健保会館ですが、こちらの施設は住居ではございませんで、実態としてはレストランでございます。といったことで、基準値は超過するものがあるが、実際としては住居ではなく、周辺に与える影響は軽微であろうと判断してございます。

以上でございます。

<事務局> 続きまして8ページ目ですが、廃棄物の保管についてでございます。廃棄物の保管施設の容量ですが、93 m<sup>3</sup>ということで、施設は2か所造ら

れております。1か所は荷さばきの脇、それからもう1か所は店舗の北側、右上ということになりますでしょうか。2か所で合わせて93 m<sup>3</sup>ということでございます。なお、指針では29 m<sup>3</sup>ということでございますので、必要な容量を確保していると認められます。

街並みづくりですが、特に敷地内の緑化計画ですが、これにつきましては、敷地面積に占める緑化率7.5%で、習志野市の開発事業指導要綱が3%以上となっておりますので、これを充足していると認められます。

続いて9ページ目ですが、習志野市の意見ということでございます。ここに記載したとおりですが、学校、幼稚園が隣接しているということで、児童、園児の安全に留意することということでございます。これにつきましては、対応ということで、通学路を表示する。それから、車両の出入口について歩道を色分けして注意を喚起するという。それから、出入口付近に照明灯を設置すると、ここに記載してある内容の対策を講じて安全を図っていくということでございます。あわせて、登下校時には出入口2か所と荷さばき車両出入口に誘導員を配置して安全を確保することになっております。それからもう1点、習志野市として、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を作られているということでございまして、防犯対策にも積極的に取り組まれないということでございまして、これにつきましては、店舗自体、安全で安心なショッピングセンターとして基本的に認識しているということでございまして、従業員の声かけ、必要な警備員の巡回をするということ、それから、要所につきまして防犯カメラを設置する等の対策をとるということでございます。それから、④のところでも110番の家というのがございますが、これは子供が危険にさらされたときに駆け込めるような施設という位置付けで、これに対して協力をしていきますということでございます。

それから、習志野商工会議所の意見につきましては、周辺に大型店舗があるわけですが、この店舗と連携をして渋滞対策の実施をするというものでございます。店舗への車両の進入につきましては、左折イン、左折アウトを行っていくことにしているわけですが、開店時等の対策として、警備体制を検討する上で周辺大型小売店舗と連絡を図るよう協力を呼びかけますということでございます。これは警備体制の周知を大型小売店舗間同士で共有するといえますか、そういうことをしていくということです。それから、駐車場への円滑な誘導をするための十分な整理員を配置し、渋滞対策を行っていくこととしています。

それから、10ページ目の住民等の意見ということでございます。これは学校が隣接しているということで、被害の予測がなされていない配慮に欠ける計画であると。現計画のまま工事着工を迎えるということで、精神面への影響というのがはかり知れない。児童の安全確保と交通事故防止を図るために、明確な諸被害回避対策及び実施を必要とするというものでございます。これにつきましては、敷地境界にネットフェンスを

設けることで完全に店舗と学校を遮断するという一方で、客の立ち入りが無いということでもあります。それから、交通事故防止、児童の安全確保について、前述のとおりということですが、通学路を表示したり、歩道に対して色分けをして安全対策をすとか、出入口付近に照明灯を設置する安全対策を講じていくということでもあります。

11 ページ目の総合判断は、駐車場の必要台数、それから駐輪場の台数については充足されていると認められます。それから、荷さばき施設についても適切な配慮がされていると認められます。騒音の発生につきましては、発生する騒音の予測・評価について、昼間、夜間の等価騒音レベルは基準値を満たしているということでもあります。夜間におきまして発生する騒音ごとの予測・評価において、荷さばき作業に係る騒音が南側敷地境界で基準値を超過する地点があるということですが、これにつきまして保全対象側となる施設、つまり健保会館のところですが、これは居住ではないということで、生活環境に与える影響はほとんどないと認められます。廃棄物、それから街並みづくりにつきましても適切な配慮がされていると認められます。それから、習志野市、住民等の意見ですが、これらに対する対応としては、適切な対応がされていると認められます。以上のことから、当該店舗の立地に関しまして、指針に照らし適正な配慮がされていると判断されます。

したがって、県の意見は「なし」ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 以上のような説明の内容でございまして、この近くに小学校等があるということで、交通問題、それから進入車、こういうものが問題になって意見は出ておりますけれども、それに対する対応はただいまお聞きのとおりでございます。総合判断として、意見に対して適切な対応がなされていると認めまして、県の意見の原案は「意見なし」ということになっております。いかがでしょうか。ご質問がございましたら、どうぞ。特に騒音対策も、習志野市は相当厳しいということで、防音壁をつくって相当下げているという処置でございましてね。もし特段のご異議がなければ、県の「意見なし」という原案を本審議会では認めるということで処理したいと思っております。ありがとうございました。

それでは、第2案件に移ります。これはメガマックスに関する届出でございます。よろしくお願いいたします。

## ②審議案件2「メガマックス」について

<事務局説明>

(OHP)

審議案件の2でございますメガマックス、これは登録商標だそうですが、設置者は株式会社インテリア計画という会社でございまして、本社は柏市です。小売業者も株式会社インテリア計画ということで、業種は家具の販売でございます。併せてインテリア関係の販売もしているとい

うこととございます。

右側の方の届出事項をご覧いただきたいと思うんですけれども、新設日は平成16年12月4日、店舗面積が9,000㎡、開店時刻午前10時、閉店時刻が午後9時ということとございます。それから、荷さばき可能時間帯は午前7時から午後9時となっております。

周辺の環境でございます。用途地域としては準工業地域ですが、今、指し示しておりますが、かつて3月と6月にカワチ薬品とか、スポーツデポとかという大型店舗が立地したときにご審議いただいております、その延長上にあるところでございます。ここは北総鉄道と、それから国道464号が通っているところでございまして、店舗側は片側2車線の一方通行で、右から左への流れとなっております。

9番目の市町村・住民等の意見ですが、双方からの意見はございませんでした。

続いて2ページ目でございます。配置と運営方法に関する事項ということですが、駐車場の収容台数ですが、この駐車場台数をはじき出したのは、家具店であるということ、特別な事情による駐車場台数を算出したということとございます。これにつきましては、括弧書きのところがございますが、類似既存店舗の来店調査で日來客原単位というのが変化しておりまして、これが一般的に950ということになっておりますけれども、これを277という数字に置きかえて駐車台数を換算しております。これにつきましては妥当性があるということ、駐車需要は満たしていると判断しております。

それから、駐車場への安全という面で、オープン時、あるいはイベント等混雑が予想される場合、交通整理員を配置するということです。

それから、駐輪場の確保ということで、駐輪台数ですが、これも特別な事情ということで、既存店舗の調査結果から出した数字をもとに届出台数を計算しました。計算値上では6台ということですが、届出台数は20台ということになっております。家具店という特徴から、このような数字になっております。

それから、3ページ目の荷さばき施設でございます。荷さばき施設は90㎡ということ、今、図面で示しておりますけれども、右の方が国道464号がありまして、店舗手前の側道から車両が入りまして荷さばき施設へ行くということで、そういう面では一般車両と荷さばき車両とは出入口が区別されているというふうになります。それから、商品の搬入、それから、ここは商品の配送を行うということで、合計台数として、搬出入車両が1日66台という計算でやや高い数字を出しております。この荷さばき施設につきましても適切な配慮がされていると認められます。

経路の設定でございますけど、これは先ほど申し上げましたように、道路が一方通行でございますので、左折イン、左折アウトということで、出口、入り口がそれぞれ専用となっております。来店車両は右の方から



来まして、店舗前面に出入口が2か所あるわけですがけれども、片方、手前の方が入り口専用で、奥の方といいますか、進行方向に向かって左肩の方が出口専用となります。

歩行者の通行ですが、これは歩行者の専用出入口を設けることによって歩行者の安全が確保されるということでございます。店舗の前面が歩行者専用の通路ということで、そのまま出口に向かって出られるというふうになっております。

それから、4ページ目の廃棄物減量化、リサイクルということですが、主として段ボール類が出るわけなんですけれども、これにつきましては収集してリサイクルの方に回すと。それから、引取家具があるわけなんですけれども、これは、この店舗が別にリサイクル家具店というのをやっています、修理をして、そちらの方に回して販売するというところでございます。

では、騒音をお願いします。

<事務局> それでは、騒音に入る前に、現況の写真を作ってきましたので、説明いたします。

現況（周辺見取図）ですが、先ほどから何回も出てきておりますが、現場は準工業地域でございまして、図面東側につきましては大分大型店が立地してございまして、店舗計画地東側にはトヨタのディーラーとか建物ができております。ちょうど向かい合わせの店舗南東側ですが、この部分は第1種低層住居専用地域ということでグリーンに塗ってございます。ここは造成は終わっておりますが、出店等、一切ございません。全くの造成終了そのものでございます。店舗計画地の向かって左側なんですけど、こちら準工業地域となっておりますけれども、店より向かって左側は原野のままで、こちらは造成もまだ行われておりません。東側から開発が進んできて、ちょうど原野のままとの境界みたいなところにこの店が立地するということとなります。まず、店舗南東側から見ているのが最初の写真01でございます。

ちょうど行ったときに鉄骨の組立てをやっていたんですけれども、これがメガマックスの計画予定地でございます。ちょっと左側がかすれていますけど、こちらが第1種低層住居専用地域で、造成は終わっているけど、何も建ってないというのが写真左側の部分でございます。写真中央奥に見えます原野の部分は準工業地域に都市計画決定されておりますが、現状では原野のままの準工業地帯です。

次の写真02は、店舗計画地の東側から見ているものでございます。ちょっとわかりにくいんですけど、ちょうどここで鉄骨の組立てが行われてございまして、写真の左側が店のある部分になっています。

最後の写真03は、ちょうど店の出入口の部分でございます。写真右側の掘割部が北総鉄道でございまして、その左の道路は側道としてある国道46号でございます。中央部にちょうど出入口ができる部分がありま

して、左側がメガマックスの計画地です。ちょうど左端にクレーンが立っておりますけど、ここら辺で鉄骨の組み立てが行われている。さっきから出てきております、準工業地帯に指定されているけれども、現況は原野ですよと言っている部分が写真中央奥でございます。

それでは、済みませんが、本文の方に戻っていただきまして、6ページから騒音の予測結果を載せてございます。こういった条件ですので、A、B、C、D、Eということで予測地点を選んで予測・評価してございます。音源としては、ちょうど上側が北総鉄道になります。ここら辺ですが、北総鉄道沿いの道路からイン、アウトということで、この店の室外機なんですけど、ワンスパン、建屋壁面長がちょうど100mあります。おおむね100m×100mの非常に大きな店になります。この店の裏側の部分に空調関係が集中設置されます。ちょうど店舗南西側が第1種低層住居専用地域、それ以外は準工業地帯ということで、基準が緩いこともあって簡単にクリアできます。こちらの設置者なんですけど、ここは準工業地帯なんですけれども、低層地域になったとしても、ここで満足するような基準を自己で設定していただきまして、実際適用される法律の基準よりも厳しい基準を設定して、それでも適になるような設計をされております。そのようなことから必要な対応がとられていると判断してございます。

以上でございます。

<事務局> 7ページ目ですが、廃棄物に係る事項ということで、廃棄物の保管容量は102 m<sup>3</sup>、廃棄物関係が48 m<sup>3</sup>ということで、これにつきましては指針47.7 m<sup>3</sup>を上回っているということになります。それから、ほかにリサイクル品ということで54 m<sup>3</sup>を確保しているということでございます。これにつきましては、先ほど申しあげました自社のリサイクル販売店というのがございまして、そこへ修理をして持ち込むための施設ということでございます。

それから、街並みづくりということですが、印西市の開発行為等指導要綱というのがありまして、緑化については、5%以上を確保するというものですが、この計画では緑化率5%ということございまして、適切な配慮がされていると認めております。

8ページ目の総合判断ですが、駐車需要、それから駐輪場の台数につきましては充足されていると認められます。それから、荷さばき施設についても適切な配慮がされているということで、騒音の発生に係る事項につきましては、すべての場合について基準以下ということで、必要な対応はとられていると認められます。それから、廃棄物、街並みづくりにつきましても、適切な配慮がされていると認められます。それから、印西市、住民等の意見がなかったことで、これらを考え合わせて、この店舗の立地に関しまして、施設の配置及び運営方法について、指針に照らして適切に配慮されていると判断されます。

県の意見としては「なし」と考えております。よろしくお願ひいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。この案件は特に住民等からは出ておりませんし、周辺は、そもそも人もまだ余り住んでないようですが、大型店が林立しているということでございまして、環境上はそれほど、現在までのところは問題なさそうであります。いかがでございましょうか。何かご質問、ご異議がございましたら。もしないようでしたら、県の意見は、とにかく指針に照らして適切に配慮されていると判断いたしまして、「意見なし」という原案でございまして、当審議会もこの意見を妥当と認めたいと思います。それでは、第2案件は承認をいたしました。

第3案件に入ります。(仮称)クリエイト エス・ディー富津青木店で、スーパーのようですが、お願ひいたします。

### ③審議案件3「(仮称)クリエイト エス・ディー富津青木店」について

<事務局説明> (OHP)

審議案件の3番目でございます。(仮称)クリエイト エス・ディー富津青木店ということで、この店舗は神奈川県出身だそうです。今回、富津の方に出店してくるということでございます。業種的には住・生活関連品専門店ということになっておりますが、内容的には医薬品の販売ということで、ドラッグストアに近い業態ということでございます。

届出概要ですが、新設日が平成16年12月2日、店舗面積は1,436㎡、開店時刻が午前10時、閉店時刻が午後9時45分ということになっております。なお、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時ということになっております。

周辺の環境ですが、左の先端が富津岬になりますが、この根元に近いところに店舗が立地するということが、最寄り駅は、画面上の方が君津駅になりますが、君津駅から1つ南に来たところに青堀駅というのがありまして、この駅の近くということになります。それから、近隣にはイオンが既に進出しております。ここは区画整理事業が進められた中での計画ということでございます。したがって、まだ開発途中ということで、周辺は空地が目立つというような状況でございます。

市町村・住民等の意見ですが、これにつきましては富津市からの意見がありました。

2ページ目ですが、駐車場の収容台数は、指針の必要台数が56台に対して届出台数が68台となっております。

それから、出入口ですが、この道路は真ん中に中央分離帯がございまして、右から入って左に抜けるということになります。左折イン、左折アウトという車両の出入りになります。それから、下の方に1つ出入口がございまして、これは後背地に住宅があるということで、これらの住宅を考慮して1つ出入口を設けたということで、一般の車両は上の方

の道路を通過して店舗の中に入って、また上の方の道路へと出ていくになります。交通への支障回避ということですが、出口、入り口を専用とするということ。それから、オープン時等につきましては交通整理員を配置しますということでございます。

駐輪場の確保ですが、これは指針の参考値 38 台に対して届出台数が 50 台ということございまして、充足していると認められます。駐輪場は、店舗の脇に確保されることになっています。

荷さばき施設ですが、これにつきましては、専用出入口として 1 か所。今、指し示しているところですがけれども、店舗側角地のところが荷さばき場になります。時間当たりのピーク時の車両台数につきましては 2 台ということですので、それほど大きな問題は生じないだろうと考えております。それから、荷さばき可能時間帯も午前 6 時から午後 10 時ということでございますので、荷さばき施設の整備につきましては適切な配慮がされていると認められます。

それから、経路の設定ですが、道路の真ん中が中央分離帯で区分されておりますので、入ってくる来店車両は、今、図面で示してある上の方から入って左折イン、左折アウト。それぞれ専用の出入口になっております。

それから、歩行者の利便性ということですが、これは専用の歩行者通路を設けるとのことでございます。

それから、4 ページ目の廃棄物減量化、リサイクル計画ということですが、主として段ボールが廃棄物ということになるわけですがけれども、これは業者を通じてリサイクルしていくということで、必要な配慮がされていると認められます。

では、騒音をお願いします。

<事務局> では、5 ページからなんですけれども、その前に周辺の状況を説明させていただきたいと思えます。

まず、周辺の状況を写真に撮ってきましたので、ご覧ください。まず、(写真 0 1) 店舗の北東側から見たものでございます。ここがクリエイト エス・ディーの店舗でございます。店舗上側に見えるのが、道路を挟んで向こう側にある別の会社の従業員寮です。更に店舗の右側に見えるのがイオン富津店という巨大なショッピングモールでございます。

次は(写真 0 2)、店の前面道路の西側から見たものでございます。当日、雨が降っていてちょっと写りが悪いんですけど、ここが計画の店。ちょっと離れて「しまむら」、道路の右側に先ほど出てきました、こちらの工業地帯にある工場の従業員寮、そして、更に右側にイオン富津ショッピングセンターでございます。

次は(写真 0 3)、この店舗の荷さばき場を前面から見たものでございます。ちょうど店舗南側の道路から撮りました。ここが荷さばき場ということで、余裕の十分ある非常に立派な荷さばき施設だと思います。

次の写真04は住居側で、店舗の裏側を見たものでございます。店舗の右側にキュービクルがありまして、左側が先ほどの荷さばき場でございます。荷さばき場は前面の主要道路から入って、こちら側が裏側の住宅側でございます。後で出てきますけど、こちらの空調室外機関係なんですけど、周りを見てもおわかりになりますように、ほとんどございませぬ。大きなものは、すべて2階の上に上げてございます。特に配慮として、こちら側は住宅があるということで、主要な音源はすべてこちらの道路側の2階に上げて配慮しているというような形になってございます。

これが今申し上げました音源図でございます。下側が低層住宅側、上側が道路側ということで、分離帯があつて、向かい側の土地はまだ空地になっています。今申し上げましたように、こちらの室外機ですけど、2階の、住宅側から離れた道路側の方にまとめて設置しているという対策を講じてございます。

そのような関係で対策をやることによりまして、6ページからの騒音の予測ですが、そこに書いてございますように、55dBに対して最高でも50dBということと、夜間につきましても45dBに対して最大で40dBということで、評価基準値をすべて下回っておりまして、必要な対応がとられているものと判断してございます。

あと騒音に関しては、きょう山下委員が出席の予定でしたので、特に何も言いませんでしたけれども、このクリエイト エス・ディーの案件、それと前2つの案件につきましても、特に問題なからうというご意見をいただいております。

以上でございます。

<事務局> 続きまして、7ページでございます。廃棄物に係る事項ということで、廃棄物の保管容量は8 m<sup>3</sup>で、指針の容量といたしまして6.6 m<sup>3</sup>ということでございますので、これをクリアしているということになります。

それから、街並みづくりへの配慮ということでございます。これは土地区画整理事業地内の立地ということで、この地域全体で緑地が確保してあればよろしいということでございますので、この店舗自体は緑化計画はございません。

それから、8ページ目の富津市からの意見ですが、マイバッグの推進や商品包装の簡易化に努めてごみの発生量を抑制することということですが、商品につきましては、むだのないような包装にして、これを従業員に周知をしていくということでございます。それから、災害時における市との物資供給協定の締結をお願いするというものですが、今現在、協議中ということですが、前向きに考えているということでございました。そのほか、発生する騒音の低減に努めることということですが、これにつきましては、低騒音型の機器を導入するということ。それから、定期点検で異常があつた場合には、それを防止していくことに努めますということでございます。営業時間内の駐車場における長時間の

アイドリング、空ぶかしの禁止の徹底ということでございます。これは店内の放送、ポスター掲示によって、来店客に呼びかけるということでございます。駐車場の空き状況を来店者にわかるようにして、長時間のアイドリング状態を未然に防止することということですが、これにつきましては、来店客の車両をスムーズに入出庫させ、アイドリング状態を防いでいくということでございます。

総合判断でございます。駐車需要、それから駐輪需要につきましては充足していると認められます。それから、荷さばき施設についても適切な配慮がされている。騒音の発生に係る事項につきましては、すべて基準以下ということで、必要な対応がとられていると認められます。廃棄物に係る事項につきましては、やはり適切な配慮がされていると認められます。街並みづくりについても調和のとれた配慮がされていると認められます。それから、富津市からの意見につきましては、適切な対応がされていると認められます。住民からの意見はなかったということで、総合して、この店舗の立地に関しまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断しております。

したがって、県の意見は「なし」とさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

<伊藤会長> 富津市から意見は5点にわたって出ているんですけども、それに対して対応すると言っておりまして、この対応は適切であろうと県の方は判断しているわけです。騒音等も問題なしと。今までの騒音問題についても、山下委員の方は特段問題なしと、専門家の方からそういう意見をいただいているというわけですが、ご質問、ご意見ございましたら。

<伊藤委員> さっき説明で、このクリエイト エス・ディーは神奈川の業者と。千葉県では初めてなのかしら。聞かないんだけど、どのぐらいの店舗展開をしているか、今、情報としてどのぐらい持っているか教えてください。

<事務局> 他県の状況はちょっとわからないんですけども、県内では初めての出店だそうです。

<伊藤委員> 他県の状況はわからない？

<事務局> はい。

<伊藤委員> 神奈川が拠点の店なのかしら。

<事務局> はい。

<伊藤委員> 神奈川は何店舗とか、そういうのはわからない……。

<事務局> 調べていなかったんです。

<伊藤委員> よく聞くとおろなのかしら。

<伊藤会長> 事務局の方、これは調べるのは簡単だと思います。県内へ初めての出店ということもあって、特に商工会議所の方の委員はご関心がおありだろうと思います。後で調べて伊藤委員の方にお願ひいたします。

<事務局> 報告します。

<伊藤会長> これは東京湾横断道路ができて、近くなったこともあってというのに関

係があるのかどうかかわからないですね。

<伊藤委員> どうして富津なのかということで、申請者は市川の方ですよね。ちょっとその辺の状況がぴんとこない面がありましたので、お聞きしました。

<伊藤会長> 何か地縁があったかもしれませんね。

<伊藤委員> これが悪いとか、いいとかとの話じゃなくて、その辺どういような事情があるのか。割と新しい商業者のようですから。

<伊藤会長> それでは、よろしく願いいたします。

<事務局> はい。

<伊藤会長> もしそれ以外にご意見、あるいは特段の問題、ご指摘がなければ、県の原案、「意見なし」としているのは妥当だと判断してよろしゅうございますね。それでは、この第3案件も県の原案、「意見なし」を承認いたしました。それでは、最後、4件目、ビッグハウス横芝店、お願いいたします。

#### ④審議案件4「ビッグハウス横芝店」について

<事務局説明> (OHP)

審議案件の4です。ビッグハウス横芝店、これは山武郡横芝町に立地するものでございます。設置者、小売者とも株式会社タイヨーでございます。この出店の形態は、合わせて5店舗が設置される複合的な店舗形態でございます。タイヨーは食料品専門店ということで、スーパーでございます。そのほかに入る店舗として、酒屋ですとか、衣料品ですとか、医薬品関係が出店するというものでございます。

届出の概要ですが、新設日が平成17年1月27日、店舗面積は4,450㎡、開店時刻ですが、午前8時、それから閉店時刻が午後9時45分となっています。また、荷さばき可能時間として、午前6時から午後7時を設定しています。

周辺の環境ですが、ここは元飛行場だったそうですが、付近には、店舗の上の方になりますが、高校がございます。それから、右斜め上の方に斜線がありますけれども、ここにコンクリートの工場がございます。周辺は田んぼとか民家が点在しているという状況です。

市町村・住民等の意見ですが、これはございませんでした。

2ページ目の配置、運営方法に関する事項といたしまして、駐車場の収容台数は、指針上での駐車場台数は230台ということですが、届出台数が289台ということになっております。駐車場は平面構造でございまして、店舗北側に289台駐車できるような形になっております。

それから、出入口ですが、店舗と駐車場の間が来店車両の通行帯ということになっておりまして、そこが車のメインの通行帯と出入口になります。左肩の道路が県道で、上の方に行きますと、JR総武本線の横芝駅になります。下が海岸の方に向かっていくことになります。県道側からの出入口は1か所です。左折イン、左折アウトとなっています。それから、上の方に出入口が2か所ありますが、左の方が出口専用でござい

まして、左折をして車両が出ていく。それから、右の方の入り口専用になるんですが、これは高校側の方から来る車両を入れていくということになります。それから、海側からの車両につきましては、店舗手前の道路に右折して進入し、それから店舗内へ誘導していくというルートの設定をしております。それから、土、日等混雑が予想される場合には交通整理員を配置するとしております。県道についた出入口、ここに配置するということもございます。それから、車が渋滞するというのであれば、その出入口を通過して、その下の町道を通って駐車場の方に誘導させる方法もとるということでございます。

駐輪場ですが、駐輪場は指針参考値 117 台で、届出台数が 123 台ということもございます、充足していると認められます。

それから、荷さばき施設ですが、これは建物が 4 棟に分割されていますが、それぞれに荷さばき場が設置されるということです。今示しているところでございます。車両の出入口は 2 か所でございます。店舗東側は町道でございます、後でまた図面が出ると思いますが、今現在は狭い道路ですが、設置者が土地を買い上げて市に無償提供するというので、6 m の幅に広げるということもございます。

荷さばきの時間帯は、先ほど申し上げましたように、午前 6 時から午後 7 時までということで、夜間には入らない設定になっています。

それから、経路の設定ということで、車の出入りの関係のことを説明しましたけれども、先ほどの説明とそんなに変わらないんですけれども、県道が主要な来店客の進入路となります。下の海側からは、店舗手前の交差点を右折して、ぐるっと回って駐車場の方へ誘導していく。右の方が高校になっておりまして、右斜め上が高校の校舎でございます、店舗の真横はグラウンドになっております。店舗右、上の方の入り口につきましては、県道を通らない別の集落の方からの誘導を主にしていくということもございます。今説明した全体的な配置図と、それから車の誘導の関係ですけれども、右の高校の方からの進入路につきましては、その上の方の集落の来店客を主に引き込むということもございます。それから、オープン時、あるいは大売り出しのときに交通整理員を配置して安全を確保するということになっています。

歩行者の通行の利便性ですが、歩行者と車両が交錯しないように配慮しますということで、店舗と、それから駐車場の間に歩行者の通路を設けることになっています。

それから、廃棄物関係で減量化、リサイクルに関することですが、株式会社タイヨーにつきましては食品リサイクル法の対象業者ということになります。減量化につきましては、リターナブルコンテナの配送をしていくということで、段ボール類を極力使わないようにするということです。それから、ばら売りを行ってトレイやラップの使用を削減するという計画でございます。リサイクルにつきましては、生ごみをリサイク



ル業者に引き渡して処理するという計画にしております。

では、騒音をお願いします。

<事務局> 騒音の説明に入る前に、周辺の状況を写真撮影してきましたので、それを用いて周辺の状況を説明させていただきます。

先ほども出てきましたけど、この店の周囲（騒音予測地点図）ですが、東側に横芝敬愛高校がございます。ちょうど店舗と面している部分がこちら辺でございます。部室とか倉庫みたいなものに面します。学校の勉強する教室は北側になっています。

この店舗の周辺なんですけど、こちら辺は工業地域になっておりまして、コンクリート製品製造関係の工場が店舗南東側とか、西側にも工場がございます。その関係かもしれませんが、店の北側、ちょうどこちら辺なんですけど、ここはヒューム管置き場になっています。また、反対側の南側ですけれども、ここは牛舎でございます。店舗北西側も工場なんですけど、唯一、この周りで住居として使われているのがここだけという状況でございます。

まず、(写真01) 店舗南東端の町道から見たものがこちらでございます。見にくいんですけど、左右の道と右側の道路が町道です。遠くに見えます中央上側が横芝敬愛高校、中央辺りが現在基礎工事を行っている部分です。ちょうど中央左側のところに丸っこいものが幾つか置かれているのを見ることができると思いますが、これが先ほど申し上げましたヒューム管置き場ということで、コンクリート構造関係で造られた分がここで一時置かれているようでございます。

続きまして、(写真02) ちょうど真ん中のところから見たものでございます。先ほどの話で出てきた、計画店舗南側の右側が店舗の建屋ができるところで、左側が駐車場になるところで、ちょうど真ん中で、高校側に貫通する主要な出入口ができる部分でございます。向こうに見えるのは横芝敬愛高校、左側に見えるのが畳屋、左側中央部が先ほどから何回も出てきておりますヒューム管置き場でございます。

続きまして、(写真03) もう少し進みまして、店舗北西端から計画地を見たものでございます。ちょうど北側のところなんですけど、店舗前の道路、中央部が店舗、何回も出てきておりますけど、左側にヒューム管置き場と横芝敬愛高校。

次は、(写真04) 横芝敬愛高校側を見たものでございます。ちょうど写真の左側が今回の現場ですが、現場側からこの横芝敬愛高校を見たものです。ちょうどこの部分が学校の正門でございます。中央左側部分が今回の計画地。この反対側、中央右側の部分が計画地に面する学校の部分ですが、部室とか倉庫がここから続いている部分でございます。

これは、(写真05) ちょうど先ほど話が出まして、道路幅員を拡幅して、ここに幅員を増やすという説明があった店舗南に接する町道部分です。中央が店舗の計画地です。ちょうど写真左側が牛舎でございます。

幅員をふやすというので、フェンス部分がある程度店舗側にセットバックされまして、この道路をふやすという計画になっております。

続いて騒音の話に戻らせていただきます。4ページにお戻りください。こちらの店ですが、営業時間が夜間に及びません。また、ごみの回収も荷さばきも昼間のみということでございます。しかしながら、食料品スーパーということで、24時間連続運転の冷凍機が設置されます。この店の冷凍機の設置場所（騒音予測地点図）ですが、ちょっとわかりにくいんですけど、ブルーで色をつけている部分がございます。この部分とこの部分に冷凍室外機が設置されまして、24時間連続運転になります。見ていただくとおわかりになりますように、店の建屋と建屋の間ということで、敷地境界ぎりぎりにするということではなく、敷地境界から十分中側に設置してあるような状況になっております。

そのようなことから数値予測に戻りますと、5ページからご覧ください。等価騒音につきましても、60dBに対して最大で57dBということで基準値以下となっています。

6ページからが夜間に動く施設の最大値ということで、今申し上げましたように、冷凍室外機が運転されるということで室外機を評価してございます。そこに書いてございますように、学校に近いということで、評価基準が若干低い部分が発生します。それは、店舗東側に学校があるために、学校から50mの範囲につきましても基準値が5dB厳しくなるという法律になっております。そのような関係ですが、50dBに対して45dBで評価しても、すべて適ということで、必要な対応がとられているものと判断してございます。また、山下委員からも、特に問題ないだろうというお話を承っております。

以上でございます。

<事務局> 7ページでございます。廃棄物の保管容量ということですが、指針では20 m<sup>3</sup>ですが、届出の保管容量といたしまして101 m<sup>3</sup>ということでございます。各店舗それぞれの保管施設を設けるということで、ここに記載してあるとおりでございます。

このタイヨールにつきまして、食品加工工場といいますか、肉とか魚の下ごしらをするということですが、この悪臭、汚水対策につきましても、ここに記載したとおりのことで対応していくということでございます。汚水処理の方法ですが、合併処理槽を設けて、ここで処理して、近くを流れている栗山川に放流するというので、これについての許可は済んでいるということでございます。

街並みづくりですが、特に緑化計画で都市計画法上の緑化率ということで3%を確保するというのでございます。

9ページの総合判断ですが、駐車需要、それから駐輪需要、ともに充足していると認められます。荷さばき施設につきましても、適切な配慮がされていると認められます。それから、騒音の発生につきまして、す

べて基準以下ということで、必要な対応がとられていると認められます。廃棄物、街並みづくりの配慮につきましても、適切と認められます。それから、横芝町、住民からの意見がなかったということで、総合判断ですが、この店舗の立地に関しまして、指針に照らし適正に配慮されていると判断しております。

したがいまして、県の意見は「なし」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。今お聞きのとおりでございまして、これも大分のどかな地域の方ですから、大きな問題もなさそうです。住民、あるいは横芝町からも意見なしということで、適正だろうというのが県の原案でございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特段のご意見、ご質問ないようですので、県の原案、「意見なし」というのは妥当だと判断いたしまして、承認をいたします。

本日、審議案件は4つ全部済んだのですが、引き続き報告案件が18あるんですが、一括して、いつものように、しかも特徴のあるところだけご指摘をいただければ十分ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議題（2）変更の届出等に対する県意見の報告に係る議事については、次のとおりであった。

<事務局> 報告案件ですが、今回18件ございました。内容的には、営業時間の延長だけで届出を出されたというのが14件ありまして、そのほかに駐車場の台数、それから駐輪場の位置の変更というのが2件あります。それから、営業時間の延長と合わせて駐車場台数の変更が1件、駐車時間の延長と荷さばき作業時間の延長が1件ということで、18件の届出がなされたものです。

このうち、5番目と6番目と8番目、ともに市川市ですが、意見がありました。5番目の西友新浜店ですが、これは夜間の歩行者の保護、それから騒音規制を遵守してくださいということでございます。それから、6番目の高橋ビルにつきましても、先ほどの話ではないんですけれども、市川市の環境保全条例というのがありまして、騒音規制についての遵守をお願いするという。それから、8番目も同様な意見でございました。これに対しましては、それぞれお手元にありますけれども、対応していくということで、設置者の対応としては適切と判断いたしまして報告とさせていただきます。

以上でございます。

<伊藤会長> お聞きのように、18件のうち14件が閉店時間の延長ですよ。3件については市川市から意見が出されたけれども、対応しているということで、ほかの案件はすべて市町村、住民からの意見はなしということで処理しております。軽微な変更で報告案件になっております。報告案件について特にご質問ございませんでしょうか。

- <伊藤委員> 今、こうして報告案件ということで、変更日が半年前のものなんですけれども、現在もこういう変更の届出というか、変更日が4月以降——7月も1件あるのか。まだこういうような傾向が続いているのかどうか。
- <事務局> 前回もそうでしたし、時間延長がもうしばらく続きます。
- <伊藤委員> 出てきている件数がかなりあるということですか。
- <事務局> 感じとしてですけれども、大手スーパーが一段落して、それに代わって、中小の大型店がそれに引きずられて延刻をし始めてきているという傾向だと思います。
- <伊藤委員> こういう傾向があるのはもちろん承知しているんですけども、まだ続いて出ている、こういう状況にあるということですね。
- <事務局> はい。
- <伊藤会長> 閉店時刻延長というのはまだまだ続いているわけですね。ほかにありますか。
- <榛澤委員> 別に問題ないんです。この駐輪のことで、これから1つ問題が起きるのかなと思いますのは、電動いすです。高齢者が多くなりますね。そうしますと、あれは歩行扱いなんですよね。ですので、恐らく停めるとすると自転車駐輪場のところかなと思うんです。ですから、今後そういうことも検討されておいた方がよろしいんじゃないかなと思います。
- 以上です。
- <伊藤会長> 貫井さん、大店法上、電動のあれは自転車扱い？
- <事務局> どちらに入るかというのはわかりませんので、調べておきます。
- <伊藤会長> 今質問が出ましたけれども、一体あれは何に該当するのか。人ですと駐輪の台数にはカウントされなくなりますからね。ちょっと機会があったら警察の方にも聞いてみてください。
- <事務局> 駐車というのは電動車椅子ですよ。
- <榛澤委員> ええ。
- <事務局> ずっと乗りっぱなしになるわけですよ。
- <轟木委員> どこかに置いて降りてということはないですよ。ほとんど店内に乗り込んでいますよね。
- <榛澤委員> そうしますと、スペースの問題が起きてきますね、買い物の場所。ですから、恐らく店内の位置に問題が出てくるのかなという感じがしますけれども。
- <事務局> 車いすを乗せるワゴン車みたいなものがございますよね。あれは置くところを確保されて、それからおりた電動椅子はそのまま店舗内まで入って、またボックスカーの中に入っていくという形ですよ。
- <榛澤委員> 最近、年寄りの方がこうやって押しながら行きますよね。
- <轟木委員> カートみたいな、椅子が付いたものです。
- <榛澤委員> いったん置いておいて、杖をつきながら歩いて買い物していきますよね。ですから、今後やはり何か問題が出てくるのかなと。そういう対応を考えなくちゃいかんのかなと思います。ただ、ここでは問題ではありませんので。

今後の課題というだけです。

<事務局> 身障者用の車椅子。電動付きとか……。

<轟木委員> 身障者用車椅子と、お年寄りの椅子付きカートは免許が必要ないのです。

<事務局> 検討させていただきます。

<榛澤委員> あれは結構事故が起きてきているんです。

<伊藤会長> 交通事故ですか。

<榛澤委員> ええ。

<轟木委員> 店内の通路幅ですか。

<榛澤委員> 歩行と自転車がぶつかったりですね。

<伊藤会長> 大型店の出店の店舗設計上は大いに問題になる点ですね。そういう面では、日本は非常に遅れておりますから。外国のスーパーだと、車いすが自由に、不便でないような幅をとらないといけないことになっていますからね。日本は割に窮屈ですよ。

<榛澤委員> これから高齢者が多くなりますから、その問題が起きてくるのかなと。

<伊藤会長> 通路を多くすると売り場が少なくなるから、日本は嫌がるんですよ。そういうことも時代の状況で、今後問題になるのではないかと思います。

ほかに、特に報告案件を含めまして、その他のご質問ございませんでしょうか。もしないようでしたら、これで本日の会議は終了いたしたいと思いません。

<事務局> それでは、これをもちまして第 35 回千葉県大規模小売店舗立地審議会を終了させていただきます。

傍聴者の方は、これでご退場をお願いいたします。また、審議会の皆様には事務局から連絡がございますので、そのままお待ちください。

### ○議題（3）その他

次回開催の日程確認（第 36 回千葉県大規模小売店舗立地審議会 11月25日（木）午後 2 時から）を行った。

閉 会：午後 4 時

以上

平成 16 年 10 月 26 日

議事録署名人 伊藤 捷雄 印

議事録署名人 中村 敬子 印